

井戸しゅんせつ工事

仕様書

土木工事共通仕様書

吹田市水道部

第1章 総則一般

第1条 適用範囲

土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、吹田市水道部が発注する上水道工事・道路本復旧工事その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る工事請負契約書（頭書を含み以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈や運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

- （１） 受注者は、共通仕様書の適用にあたっては、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分の検査）にあたっては、地方自治法施行令第167条の15に基づくものであることを認識しなければならない。
- （２） 契約図書は相互に補完し合うものとし、契約書及び設計図書のいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- （３） 設計図書又は共通仕様書の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。
- （４） 受注者は、信義に従って誠実に履行し、監督員の指示がない

限り工事を継続しなければならない。ただし、契約書第 27 条（臨機の措置）に定める内容等の措置を行う場合は、この限りではない。

第 2 条 仕様書の用語の定義

- (1) 監督員とは、吹田市水道部請負工事監督要領により、発注者が定め、主に、受注者に対する指示、承諾又は協議の処理、工事実施のための詳細図面等の作成、工事実施のための詳細図の交付、受注者が作成した図面の承諾、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認の実施、工事材料の試験又は検査の実施、設計図書の変更、設計図書の変更の必要があると認める場合における工事担当長への報告、関連工事の調整、一時中止又は打ち切りの必要があると認める場合における工事担当長への報告を行うとともに、一般監督業務の掌理を行う者をいう。
- (2) 契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。
- (3) 設計図書とは、特記仕様書、図面、共通仕様書、金額を記載しない設計書（以下「金抜き設計書」という。）、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
- (4) 共通仕様書とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げる程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。
- (5) 特記仕様書とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。
- (6) 図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図及び設計図のもととなる設計計算書等をいう。ただし、詳細設計を含む工事にあたっては契約図書及び監督員の指示に従って作成され、監督員が認めた詳細設計の成果品の設計図を含むものとする。
- (7) 指示とは、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について、書面をもって権限の範囲内で必要な事項を示し、実施させることをいう。
- (8) 承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員又は受注者が書面により同意することをいう。
- (9) 協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

- (10) 報告とは、受注者が監督員に対し、工事の状況または結果について書面をもって知らせることをいう。
- (11) 確認とは、契約図書に示された事項について、臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
- (12) 立会とは、契約図書に示された項目において、監督員が臨場し、内容を確認することをいう。
- (13) 段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。
- (14) 工事担当長とは、吹田市水道部工事検査規程第3条第2項により、工事請負契約に係る設計及び施行を主管する室及び課の長をいう。
- (15) 工事検査とは、契約書第32条（検査及び引渡し）、第38条（部分払及び出来形検査）、第39条（部分引渡し）に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。
- (16) 検査員とは、「地方自治法第234条の2第1項（契約の履行の確保）による検査」及び「吹田市水道部工事検査規程」等に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。
- (17) 同等以上の品質とは、品質について、設計図書で指定する品質、又は設計図書に指定がない場合には、監督員が承諾する試験機関の保障する品質の確認を得た品質、もしくは、監督員の承諾した品質をいう。
- (18) 工期とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。

第3条 仕様書等の優先順位

本工事に関する仕様書等の優先順位は次のとおりである。

- (1) 設計図書
- (2) 土木請負工事必携（大阪府都市整備部監修）
- (3) 水道工事標準仕様書（社団法人日本水道協会発行）
- (4) 土木工事施工管理基準（大阪府都市整備部監修）

2 この仕様書に記載されていない事項、又は特殊な工事については、別に定める「特記仕様書」によるものとする。

第4条 設計図書の照査等

受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。

- 2 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの費用で、契約書第19条（条件変更等）第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は監督員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。
- 3 受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

第5条 施工計画書

受注者は、工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を工事着手前に監督員に提出しなければならない。

受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工にあたらなければならない。この場合、受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

- (1) 工事概要
- (2) 計画工程表
- (3) 現場組織表
- (4) 指定機械
- (5) 主要機械
- (6) 主要資材
- (7) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）
- (8) 施工管理計画
- (9) 安全管理
- (10) 緊急時の体制及び対応
- (11) 交通管理
- (12) 環境対策
- (13) 現場作業環境の整備
- (14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法

(15) その他

- 2 受注者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関連する事項について、変更計画書を提出しなければならない。
- 3 監督員が指示した事項については、受注者は、更に詳細な施工計画書を提出しなければならない。

第6条 疑義等の処置

仕様書等に明記されていない事項で、工事施工上当然必要なものについては監督員と協議のうえ、その指示に従わなければならない。

第7条 CORINS への登録

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は工事完成后、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金額 500 万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。なお、変更時と工事完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

第8条 施工体制台帳

(1) 一般事項

受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成 13 年 3 月 30 日付け国官技第 70 号、国営技第 30 号、国港建第 112 号、国空建第 68 号）、「施工体制台帳の作成等についての

改正について」(平成 26 年 12 月 25 日付け国土建第 200 号) 及び「施工体制台帳等活用マニュアル」に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。

(2) 施工体系図

第 1 号の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」(平成 13 年 3 月 30 日付け国官技第 70 号、国営技第 30 号、国空建第 68 号) に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に提出しなければならない。

(ア) 作業員名簿

第 1 号の受注者は、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの制定について」(平成 24 年 7 月 4 日付け国土建第 133 号、国土建第 70 号) 及び「大阪府建設工事元請・下請関係適正化指導要綱」に従って記載した作業員名簿を作成し、工事現場に備えるとともに、監督員から指示があった場合は提示しなければならない。

(3) 名札等の着用

第 1 号の受注者は、監理技術者、主任技術者(下請負者を含む)及び第 1 号の受注者の専門技術者(専任している場合のみ)に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。

(4) 施工体制台帳等変更時の処置

第 1 号の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出しなければならない。

第 9 条 工事用地等の使用

- (1) 受注者は、発注者から工事用地等の提供を受けた場合は、善良なる管理者の注意を持って維持・管理するものとする。
- (2) 設計図書において受注者が確保するものとされている用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、受注者の責任で準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地(受注者の現場事務所、宿舍、駐車場)及び型枠または鉄筋作業場等専ら受

注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。

- (3) 受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用または買収したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情または紛争が生じないように努めなければならない。
- (4) 受注者は、第1号に規定した工事用地等の使用終了後は設計図書のとおりまたは監督員の指示に従い復旧の上、速やかに発注者に返還しなければならない。工事の完成前において発注者が返還を要求したときも同様とする。
- (5) 発注者は、第1号に規定した工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき工事請負代金額から控除するものとする。
この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。

第10条 周辺構造物等の事前調査

受注者は、工事着手に先立ち、監督員と事前に調整のうえ、次の事項について綿密な事前調査を行い、測量等を速やかに実施し、写真撮影及び控杭等を取り、必要に応じて記録報告書を提出すること。また、管理者等と立会を行い事故等が生じないようにすること。

- (1) 周辺地域との取付、排水状況
- (2) 地下埋設物（各戸引き込み管等を含む）
- (3) 架空線
- (4) 周辺構造物及び建築物
- (5) 道路使用状況
- (6) 境界杭等
- (7) 井戸
- (8) その他

また、それ以外でも必要と判断される場合は、監督員の指示を仰ぐこと。

第11条 住民との連絡

受注者は工事施工にあたり、監督員と協議のうえあらかじめ近隣地元住民の理解と協力を求め、その意向を十分に考慮しなければならない。

- 2 受注者は住民からの苦情、要望に対して工事中はもちろん、工事完成後においても終始誠意をもって対処しなければならない。

- 3 受注者は、前項までの交渉等の内容は後日紛争とならないよう、文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

第12条 受注者相互の調整及び協力

受注者は、契約書第3条（関連工事の調整）の規定に基づき、請負工事の施工にあたり、競合する工事がある場合には、それらと十分な連絡調整を行い互いに、協力して円滑な施工に努め、所定の目的を達成しなければならない。

第13条 調査、試験に対する協力

受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督員の指示によりこれに協力しなければならない。

第14条 使用人等の管理

- (1) 受注者は、下請負者又はその代理人もしくはその使用人その他これに準ずる者（以下「使用人等」という。）の雇用条件、賃金の支払い状況、宿舍環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。
- (2) 受注者は、使用人等に適時、安全対策、環境対策、衛生管理、地域住民に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、工事が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。

第15条 環境対策

- (1) 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守のうえ、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。
- (2) 受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督員に報告し、監督員の指示があればそれに従わなければならない。
第三者からの環境問題に関する苦情で、受注者が対応すべき場合は、誠意をもってその解決に当たらなければならない。また、その交渉の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等

明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

- (3) 監督員は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に対して、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害を避け得なかったか否かの判断をするための資料の提示を求めることができる。この場合において、受注者は必要な資料を提示しなければならない。

第16条 保険の付保及び事故の補償

- (1) 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
- (2) 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。
- (3) 受注者は、建設業退職金共済制度に加入し、その掛金収納書の写しを工事請負締結後1カ月以内及び工事完成時に、発注者に提出しなければならない。
- (4) 受注者は、請負業者賠償責任保険に加入しなければならない。また、土木工事保険については、市が指定する工事について加入しなければならない。受注者は、請負業者賠償責任保険契約及び土木工事保険を締結したときは、その証券等の写しを直ちに発注者に提出しなければならない。

第2章 安全管理

第17条 一般事項

- (1) 受注者は、本工事にかかる安全管理について、土木工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房技術審議官通達、平成21年3月31日）及び建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）を参考にして、常に工事の安全に留意し、災害の防止に努めるとともに、関係法規の定めによるほか、本仕様書に基づいて行うこと。

(2) 安全管理については、次の事項と密接な関係にあるので、関連事項については十分留意すること。

- (ア) 道路管理者、河川管理者及び警察署長等による工事許可条件
- (イ) 工事現場における保安施設等の設置基準
- (ウ) 建設工事公衆災害防止対策要綱
- (エ) 埋設物管理者等による施工条件
- (オ) 労働安全衛生規則
- (カ) ガス爆発事故の防止に関する通達規則
- (キ) 酸素欠乏症防止規則
- (ク) 高気圧作業安全衛生規則

第18条 安全教育

- (1) 受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。
 - (ア) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - (イ) 当該工事内容等の周知徹底
 - (ウ) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
 - (エ) 当該工事における災害対策訓練
 - (オ) 当該工事現場で予想される事故対策
 - (カ) その他、安全・訓練等として必要な事項
- (2) 受注者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載して、監督員に提出しなければならない。
- (3) 受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備および保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。

第19条 消火栓等

作業場及びその周辺に消火栓、火災報知器、公衆電話等がある場合は、一般の使用に支障がないように措置しておくこと。

第20条 爆発及び火災の防止

- (1) 受注者は、爆発物等（油類・ガス・電気その他）の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合にはその保安及びその取り扱いについて関係法令を遵守するとともに、関係官公庁の指導に

従い、爆発等の防止の万全な措置を講じなければならない。

- (2) 受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。
- (3) 受注者は、使用人等の喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
- (4) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の指示を行い、周辺の整理に努めなければならない。

第21条 緊急時連絡体制

受注者は、工事中における緊急活動を円滑にするため、事前に各関係先の連絡体制を掌握しておき、緊急時連絡体制として工事関係者に周知させなければならない。

第22条 交通誘導警備員の配置

受注者は、工事期間中は、交通誘導警備員等を配置し、歩行者、一般車両及び作業車等の誘導を行い、工事現場の安全確保に努めなければならない。

第23条 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、監督員が指示する様式（工事事故報告書）で指示する期日までに、提出しなければならない。

第3章 工事一般

第24条 施工位置の変更

受注者は、地下埋設物の関係その他の理由で、設計どおり施設等が施工できない場合は、直ちに詳細な理由をつけて監督員と協議し、それらの位置の変更を行わなければならない。

第25条 工程管理

受注者は、施工計画書（第1章第5条参照）に基づき本工事に関する工程を常に管理し、工事期限内の完成に努めなければならない。万一、工程に変更あるいは修正が生じた場合はその都度、監督員に報告し、その承諾を受けなければならない。

第26条 諸法令の遵守及び諸法令、規則、指針等の採用（各項目については、最新版のものを採用する。）

諸法令の遵守

- （1） 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに諸法令の適用運用は受注者の責任と費用負担において行わなければならない。
- （2） 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。
- （3） 受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが諸法令に照らし不適當であつたり、矛盾していることが判明した場合には、直ちに監督員と協議しなければならない。

2 諸法令、規則、指針等の採用

- （1） 地方自治法
- （2） 建設業法
- （3） 下請代金支払遅延等防止法
- （4） 労働基準法
- （5） 労働安全衛生法
- （6） 道路法
- （7） 道路交通法
- （8） 河川法
- （9） 水道法
- （10） 環境基本法
- （11） 大気汚染防止法
- （12） 騒音規制法
- （13） 水質汚濁防止法
- （14） 振動規制法
- （15） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- （16） 文化財保護法
- （17） 電気事業法
- （18） 消防法
- （19） 都市公園法
- （20） 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- （21） 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
- （22） 計量法
- （23） 公共工事の品質確保の促進に関する法律

- (24) 下水道施設計画・設計指針と解説
- (25) 土木工事安全施工技術指針
- (26) 都市公園技術標準解説書
- (27) 公共用緑化樹木品質寸法規格基準（案）の解説
- (28) コンクリート標準示方書
- (29) トンネル標準示方書
- (30) 道路土工指針
- (31) 舗装設計施工指針
- (32) 舗装施工便覧
- (33) 舗装の構造に関する技術指針
- (34) その他関係法令等

第 27 条 仮設計画等の確認

施工にあたっては、原則として設計図書どおり行うこととするが、受注者は施工に先立って、仮設計算、構造計算等を行い、所期の目的を達成することを確認のうえ着手すること。

- (1) 仮設工事で、特に設計図書に構造、寸法等が明示されているものについては、受注者の都合によってその内容を変更してはならない。ただし、指定する構造で施工することが困難な場合は、監督員の承諾を得て変更することができるものとする。
- (2) 仮設工事で、設計図書に特に内容を明示していないものについては、受注者の責任において計画し、工事に支障のないよう施工しなければならない。

第 28 条 工事材料

- (1) 工事に使用する材料は、設計図書に明示した品質規格によらなければならない。
- (2) 設計図書に規定されていない材料については、原則として JIS 規格あるいはこれに準ずる品質規格等に適合するものでなければならない。
- (3) 設計図書又は監督員の指示する工事材料については、使用前に見本又はその品質を証明する資料を提出し、監督員の承諾を得なければならない。
- (4) 受注者は、工事に使用した埋戻し材、基礎材及び路盤材に用いる材料、並びに監督員の指示があった材料について、納入期

限、納入先の工事名、納入業者名、材料名、数量等が記載された出荷証明書を、納品伝票の写しと合わせて監督員に提出しなければならない。ただし、監督員が承諾した場合には、出荷証明書又は出荷証明書の記載内容の一部を省略することができる。

- (5) 設計図書又は監督員の指示により試験を行うこととしている工事材料は使用前に JIS 規格等若しくは設計図書又は監督員の指示する方法により試験を行わなければならない。また、設計図書において事前に監督員の検査（確認を含む）を受けるものと指示された材料の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督員に提出し、検査（確認を含む）を受けなければならない。
- (6) 現場搬入時の検査に合格した材料であっても使用時において変質又は不良品と疑問を持つ材料は、試験などを行い合格したものでなければ使用することができない。

第 29 条 支給材料及び貸与品

- (1) 受注者は、発注者から支給材料及び貸与品の提供を受けた場合は、契約書第 16 条 5 項の規定に基づいて善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- (2) 受注者は、支給材料及び貸与品について、その受払状況を記録した帳簿を備え付け常に、その残高を明らかにしておかなければならない。
- (3) 受注者は、工事完成時（完成前にあっても工事工程上支給品の精算が行えるものについては、その時点）には、支給品精算書を監督員に提出しなければならない。
- (4) 受注者は、契約書第 16 条第 1 項の規定に基づき、支給材料及び貸与品の支給を受ける場合は、品名、数量、品質、規格又は性能を記した要求書をその使用予定日の 14 日前までに監督員に提出しなければならない。
- (5) 受注者は、契約書第 16 条第 1 項の規定する「引渡場所」については、設計図書または監督員の指示によるものとする。引渡場所からの積込み、荷降ろしを含む運搬に係る費用と責任は受注者の負担とする。
- (6) 受注者は、契約書第 16 条第 6 項に定める「不用となった支給材料または貸与品の返還」については、監督員の指示に従うも

のとする。なお、受注者は返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。また、返還に要する費用は受注者の負担とする。

第30条 工事現場発生品

受注者は、設計図書に定められた現場発生品について、設計図書または監督員の指示する場所で監督員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。

第31条 建設副産物

- (1) 受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事または設計図書に指定された仮設工事にあたっては、監督員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあたっては、監督員の承諾を得なければならない。
- (2) 受注者は、産業廃棄物であるコンクリート塊及びアスファルト塊等が搬出される工事にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第12条の5第1項の規定により電子情報処理組織利用事業者が使用する電子情報処理組織（以下「電子マニフェストシステム」という）又は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されていることを確認するとともに監督員にその写しを提出しなければならない。
- (3) 受注者は、前項に該当する工事について、建設廃棄物処理委託契約書に記載のある（以下「委託契約書記載の」という）処分会社が発行する、発注工事名、工事期間、産業廃棄物の種類、処理数量、工事場所、委託契約書記載の事業者などを記載した処理証明書を、監督員に提出しなければならない。ただし、電子マニフェストシステムにより処分の事実が証明できる場合はこの限りではない。
- (4) 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成18年6月12日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

- (5) 受注者は、土砂、砕石又は加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。
- (6) 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。
- (7) 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督員に提出しなければならない。
- (8) 前記第4号、第5号、第6号の提出については、「建設副産物情報交換システム」を利用し、紙面及び電子データで提出しなければならない。
- (9) 受注者は、建設発生土を運搬処理する場合は、環境保全上支障のないよう、関係法令を遵守し、受注者の責任で行わなければならない。
- (10) 受注者は、産業廃棄物の処理責任は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき元請業者にあることを認識し、その処理及び運搬業を他人に委託する場合は、処理及び運搬業の許可を有する者で行わなければならない。

第32条 監督員による検査（確認を含む）及び立会等

- (1) 監督員は、工事が契約図書どおり行われているかどうかの確認をするため必要に応じ、工事現場又は製作工場に立ち入り、立会又は資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。
- (2) 受注者は、主要な工事段階の区切等で、設計図書で指示した事項及びあらかじめ監督員の指示した事項は、監督員の検査を受けなければならない。
- (3) 受注者は、工事が終了したとき又は既済部分の出来形について支払の請求をするときは、手続前に監督員の検査を受けなければならない。
- (4) 前記各項の検査に当たっては、受注者又は現場代理人あるいは主任技術者等は検査に立会しなければならない。
- (5) 受注者は、検査のため必要な資材の提出、測量、その他の処

理につき、監督員の指示に従わなければならない。

第 3 3 条 出来形管理基準及び規格値並びに品質管理

- (1) 受注者は、大阪府都市整備部監修の「土木工事施工管理基準」に準じて品質管理及び施工管理を行い、記録及びその成果品を監督員に提出しなければならない。
- (2) 受注者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を受注者の責任と費用負担において整備、保管し、監督員から請求があった場合は、遅滞なく提出しなければならない。

第 3 4 条 工事現場管理

- (1) 受注者は、工事施工中、監督員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、または公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。
- (2) 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。
- (3) 受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。
- (4) 受注者は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。
- (5) 受注者は、一般工事の場合であっても、ダンプトラック等を使用する工事、あるいは道路上又はその付近で作業を行う工事には、必要と思われる箇所に交通誘導警備員を配置し、安全施設、標識類を整備する等交通安全対策について常に留意し、交通事故防止に努めなければならない。

なお、設置する標識類については、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和 35 年 12 月 17 日総理府・建設省令第 3 号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和 37 年 8 月 30 日）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知、昭和 47 年 2 月）によらなければならない。

- (6) 受注者は、特定建設作業を伴う工事を施工するときは、騒音規制法、大阪府生活環境の保全等に関する条例及び振動規制法

の定めるところにより、また、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和 62 年 3 月 30 日改正）を参考にして工事に伴う騒音・振動の発生をできる限り防止し、生活環境の保全に努めなければならない。さらに、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

- (7) 受注者は、工事用運搬路として道路を使用するときは、道路を常に良好な状態に維持して、住民の生活環境に係る被害を発生させないように注意しなければならない。
- (8) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱の定めるところにより安全対策を講じ、事故発生の防止に努めなければならない。特に工事施工に先立ち、次に掲げる事項に留意して適切な措置を講じ安全を確保しなければならない。
 - (ア) 工事現場に安全対策責任者を置き公衆に対し危険防止のために施工方法を検討し、安全施工の確立を図ること。
 - (イ) 受注者は、元請、下請を問わず一貫して従業員及び労務者に対して安全教育を行ない、特に「建設工事公衆災害防止対策要綱」の重要事項については徹底を図ること。
 - (ウ) 工事現場付近の住民対策を十分に行ない、その結果を監督員に報告すること。
 - (エ) 地下埋設物の現状を十分に調査し、その位置及び内容を確認して施工方法を検討したうえ監督員と協議すること。
- (9) 受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全の確保をしなければならない。

第 35 条 数量の算出及び完成図

- (1) 受注者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。
- (2) 受注者は、出来形測量の結果を基に、出来形数量を算出し、その結果を監督員に提出しなければならない。出来形測量の結果が、設計図書の寸法に対し、土木工事施工管理基準及び規格値を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。
なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。

- (3) 受注者は、出来形測量の結果及び設計図書に従って完成図書を作成し、監督員に提出しなければならない。

第36条 官公庁への手続

- (1) 工事施工のため必要な関係官庁その他に対する諸手続は受注者において迅速に処理しなければならない。
- (2) 関係官公庁その他に対して交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは遅滞なくその旨を監督員に申し出て協議するものとする。

第37条 施工時期及び施工時間の変更

- (1) 受注者は、設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議するものとする。
- (2) 受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に、作業を行うにあたっては、事前にその理由を付した書面を監督員に提出し、承諾を得なければならない。

第38条 工事測量

- (1) 受注者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標（仮 BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。なお、測量標（仮 BM）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督員の指示を受けなければならない。また受注者は、測量結果を監督員に提出しなければならない。
- (2) 測量標は、位置及び高さの変動のないように適切な保護をしなければならない。
- (3) 受注者は、用地幅杭、測量標（仮 BM）、工事用多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督員の承諾を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督員と協議しなければならない。なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。

- (4) 工事に必要な丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識は受注者が設置し、監督員が指示したものは検査を受けなければならない。
- (5) 受注者は、工事の施工に当たり損傷を受けるおそれのある杭または障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。
- (6) 本条で規定する事項については、受注者の責任と費用負担において行わなければならない。

第39条 提出書類

受注者は、監督員の指示する様式により指定期日までに関係書類を監督員に提出しなければならない。

第40条 後片付け

- (1) 受注者は、工事中踏み荒らした付近地は、受注者の責任により復旧しなければならない。
- (2) 受注者は、工事の全部または一部の完成に際して、その責任と費用負担において、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分を工事完成日までに清掃し、かつ整然とした状態にしなければならない。ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。
なお、このための費用は受注者の負担とする。

第41条 設計図書の変更

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。

第42条 工期変更

契約書第18条第1項、第19条第5項、第20条、第21条第3項及び第23条の規定に基づく工期の変更について、契約書第25条の工期変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で確認するものとし、監督員はその結果を受注者に通知するものとする。

第43条 完成検査

完成検査は、工事請負契約の目的物が完成したときに実施する。

受注者は、契約書第32条の規定に基づき、工事完成届を監督員に提出しなければならない。

2 受注者は、工事完成届を監督員に提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。

(1) 設計図書（追加、変更指示も含む。）に指示されたすべての工事が完成していること。

(2) 契約書第18条第1項の規定に基づき、監督員の請求した改造が完了していること。

(3) 設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図等の資料の整備がすべて完了していること。

(4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。

3 発注者は、完成検査に先立って、監督員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。

4 検査員は、吹田市水道部工事検査規程に基づき書類検査と現場検査を行う。

(1) 書類検査は、契約書、設計図書に基づき、工事内容、工事写真、完成図書等について提出された書類を確認するものである。

(2) 現場検査は、監督員、受注者又は現場代理人の立会のうえ、工事目的物を対象として設計図書と対比し、工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。

5 検査員は、手直しの必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて手直しの指示を行うことができるものとする。

6 受注者は、検査に必要な準備、人員及び資機材等の提供をするものとする。

第44条 出来形検査、中間検査、随時検査

(出来形検査)

出来形検査は、部分払いの請求があったとき、または契約の解除等により、工事の中止又は打切りをするときに実施する。

受注者は、契約書第38条第2項の部分払の確認請求を行った場合又は、契約書第39条第1項の部分引渡し指定部分の完成通知を行った場合は、

既済部分に係わる検査を受けなければならない。

- 2 受注者は、契約書第 38 条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来形に関する資料を作成し、監督員に提出しなければならない。
- 3 出来形検査を実施するときは、第 43 条第 3 項から第 6 項までの規定を準用する。

(中間検査)

中間検査は、工事が全て完成するまでに既済部分を発注者が部分使用するときや工場検査をする必要があるとき、また、完成後に施工の適否が容易に確認し難い部分や施工途中に確認が必要な部分があるとき実施する。

- 2 発注者は、受注者の同意を得て部分使用するものとする。
- 3 受注者は、発注者が契約書第 34 条の規定に基づく部分使用を行う場合には、中間検査又は監督員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けるものとする。
- 4 受注者は、中間検査を実施するとき第 43 条第 3 項から第 6 項までを準用する。

(随時検査)

施工途上において、検査員が必要と認めたとき実施するもので、工事進捗の確認及び工事完成検査の時点で確認が難しい工事の部分でその確認を行うために実施する。

- 2 検査員は、監督員に必要な図書を速やかに提出することを求め、検査日を通知（口頭も含む）のうえで実施を行う。ただし、緊急に行う場合は、その限りではない。
- 3 検査の立会については、監督員及び受注者又は現場代理人は可能な限り立ち会うものとする。
- 4 受注者は、検査員の指示による手直しについては、第 43 条第 5 項の規定に従うものとする。
- 5 随時検査を実施するときは、第 43 条第 3 項から第 6 項までを準用する。

特記仕様書

第1条 工事概要

本工事は、片山浄水所 13 号、15 号、16 号各さく井の浚渫工事である。施工日程は本市監督員との打合せにより決定すること。

第2条 工事場所

片山浄水所 吹田市朝日が丘町 26 番 10 号

第3条 さく井仕様

片山浄水所

(1) 13 号さく井

ア	ケーシング管口径	鋼管	φ 400mm
イ	二重ケーシング管口径	鋼管	φ 300mm
ウ	スクリーン種類	スリット型スクリーン (縦型)	
エ	スクリーン位置	第 1 スクリーン	129m～187m (58m)
		第 2 スクリーン	193m～205m (12m)
		第 3 スクリーン	211m～223m (12m)
		第 4 スクリーン	234m～246m (12m)
		第 5 スクリーン	252m～258m (6m)
オ	現在深度	258m (令和 5 年 5 月測定)	
カ	前回浚渫時深度	約 260m	
キ	静水位	73.7m (令和 5 年 5 月測定)	
ク	揚水管長	107.25m	
ケ	据付水中ポンプ	18.5kW 5 段 (揚程約 100m、揚水量約 48 m ³ /h)	
コ	前回浚渫工事	令和元年(2019 年)度実施	

(2) 15 号さく井

ア	ケーシング管口径	SUS 管	φ 300mm
イ	スクリーン種類	水中連続 V スロット巻線形(SUS304)	
ウ	スクリーン位置	第 1 スクリーン	115m～127m (12m)
		第 2 スクリーン	133m～157m (24m)
		第 3 スクリーン	163m～169m (6m)
		第 4 スクリーン	175m～187m (12m)
		第 5 スクリーン	220m～226m (6m)
		第 6 スクリーン	232m～241m (9m)
		第 7 スクリーン	250m～253m (3m)

エ	現在深度	267.98m
オ	静水位	62m（令和6年3月測定）
カ	揚水管長	93.5m
キ	据付水中ポンプ	18.5kW 4段（揚程約100m、揚水量約48 m ³ /h）

(3) 16号さく井

ア	ケーシング管口径	SUS管 φ300mm
イ	スクリーン種類	水中連続Vスロット巻線形(SUS304)
ウ	スクリーン位置	第1スクリーン 116m～126m (10m) 第2スクリーン 136m～142m (6m) 第3スクリーン 146m～154m (8m) 第4スクリーン 156m～158m (2m) 第5スクリーン 163m～169m (6m) 第6スクリーン 175m～181m (6m) 第7スクリーン 183m～187m (4m) 第8スクリーン 221m～227m (6m) 第9スクリーン 234m～242m (8m) 第10スクリーン 249m～252m (3m)

エ	現在深度	295.82m
オ	静水位	65m（令和5年11月測定）
カ	揚水管長	93.5m
キ	据付水中ポンプ	18.5kW 4段（揚程約100m、揚水量約48 m ³ /h）

第4条 浚渫工事概要

- (1) 事前状況調査（深度検尺含む）
- (2) 水中テレビカメラによるケーシング内の調査
- (3) 井内洗浄
- (4) 揚水試験用水中ポンプ据付
- (5) 予備揚水試験
- (6) 段階揚水試験
- (7) 連続揚水試験～回復試験
- (8) 揚水試験用水中ポンプ引揚
- (9) 上記工事に係る仮設工事、附帯工事一式

※本市揚水ポンプ及び揚水管は事前に引揚済である。

第5条 水中テレビカメラ調査の概要

- (1) 事前状況調査
- (2) 水中テレビカメラによるケーシング内の調査

テレビカメラ調査で撮影した映像は、DVD 等に録画し、本市監督員に提出すること。

第 6 条 提出書類

本工事における提出書類の詳細については、契約締結後、本市監督員と打合せすること。

- (1) 工事着手届
- (2) 工事完成届
- (3) 請求書
- (4) 工事外注計画書(請負金額 1,000 万円以上)
- (5) 工程表
- (6) 現場代理人届
- (7) CORINS への登録(請負金額 500 万円以上)
- (8) 施工計画書
- (9) 施工体制台帳
- (10) 土木工事保険

受注者は、本市が指定する工事について、土木工事保険(工期+1 か月)に加入しなければならない。また、保険契約締結後、証券等の写しを 1 部提出すること。

- (11) 損害賠償責任保険

受注者は、本市が指定する工事について、損害賠償責任保険に加入しなければならない。また、保険契約締結後、証券等の写しを 1 部提出すること。

- (12) 打合せ議事録

受注者は、本市監督員の指示により、打合せ議事録を提出すること。

- (13) 工事月報・工事日報・工事写真・完成図書

ア 工事月報・工事日報

本市提供用紙により、毎月 1 部提出すること。また、実際に施工した日については日報を提出すること。記載方法は本市監督員の指示どおりとする。

イ 工事写真

黒板、箱尺等により撮影目的をはっきりさせ、施工前、施工中、完成時の各工程毎に、詳細に撮影(カラー撮り)し、1 部提出(電子データ共)すること。様式・サイズ等は本市監督員の指示どおりとする。

ウ 完成図書

工事完成後、3 部提出すること。内 1 部は電子データとすること。様式・サイズ等は本市監督員の指示どおりとする。また、第 2 原図・仮完成図書等の提出についても、本市監督員の指示どおりとする。

- (14) その他、本市監督員の指示により必要書類を提出すること。

第 7 条 留意事項

- (1) 工事用水は本市から支給するが、設備費、維持費及び撤去費は受注者の負担とする。
- (2) 工事用動力については支給しない。受注者にて低騒音型発電機を設置すること。

ただし、揚水試験用動力については支給する。

- (3) 揚水試験用の水中ポンプ及び揚水管については、受注者にて準備すること。
- (4) 工事場所が住宅地に隣接している場合は、騒音等の養生については、防音シートにて十分に行うこと。
- (5) 排水は本市監督員の指示に従い行うこと。
- (6) 浚渫残土等の産業廃棄物は受注者にて適正に処分し、産業廃棄物管理票の写し等を提出すること。
- (7) 本工事敷地内において、作業に支障を与える資材等は受注者にて移設すること。移設場所については、本市監督員の指示によるものとする。
- (8) 他の工事と競合する場合には、互いに協調し工事の円滑な進捗を図ること。
- (9) 本工事履行場所は、浄水所のため環境衛生には十分に注意を払い、検便検査の結果を提出すること。

なお、検査内容はサルモネラ菌、赤痢菌、腸チフス、パラチフス、O-157 等とする。

- (10) 道路上に作業車両を配置して作業する場合は、警察に道路使用許可の手続きをすること。

第8条 その他

(1) 4週8休工事

本工事は、週休2日を推進するため、4週8休以上の現場閉所を実施する発注者指定方式（本市が4週8休に取り組むことを指定し、労務費等の補正を当初設計から計上する）の工事である。当初設計金額は、4週8休工事の達成を前提に労務費等の補正を行い積算しているため、達成できない場合はその達成状況に応じて請負金額を減額変更するものとする。

本工事において、4週8休以上の現場閉所を実施するために、事前に本市監督員と本工事における4週8休の対象期間を協議したうえで、施工計画書（当初）に具体的な実施日、取り組み方針等を記載し提出すること。やむを得ない理由で休日と定めた日に作業を行う場合は、振替休日を設定し、事前に本市監督員と協議すること。

受注者は対象期間後、速やかに休日取得状況（現場閉所実績）を記入した書類を提出し、本市監督員の確認を受けること。

受注者は、工事現場において公衆の見やすい場所に、『この工事現場は週休2日に取り組んでいます。』など、4週8休対象工事である旨を明示すること。

なお、4週8休工事について、本仕様書に定めのない内容については、吹田市水道部「4週8休工事」実施要領によるものとする。